

- 宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）施行規則の改正により、令和2年8月から宅建業法第35条に基づく宅地建物取引時の重要事項説明において、不動産事業者が、区市町村の提供する水害ハザードマップを用いて、不動産購入者等に水害リスクに関する説明を行うことが義務付けられた。
- 都では、不動産業関連業界団体に対し、水防関連法令の改正や区市町村の水害ハザードマップ改定状況等の水害リスクに関する情報提供を行い、団体に加盟する各社への周知を要請するなど、業界団体と連携した水害の減災に向けた取り組みを引き続き行っていく。

事務連絡
令和6年12月24日

公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部
本部長 中村 裕昌 様

東京都住宅政策本部民間住宅部
不動産業課長 清水 三紀

水害ハザードマップの改定等について（情報提供）

平素より東京都の事務事業に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、立川市より通知がありましたので、情報提供いたします。つきましては、貴団体の加盟会員に対してご周知いただけますようお願いいたします。
なお、改定内容につきましては、改定した自治体（立川市）宛にお問い合わせいただけますようお願いいたします。

事務連絡
令和6年12月24日

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
会長 桑原 弘光 様

東京都住宅政策本部民間住宅部
不動産業課長 清水 三紀

水害ハザードマップの改定等について（情報提供）

平素より東京都の事務事業に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、立川市より通知がありましたので、情報提供いたします。つきましては、貴団体の加盟会員に対してご周知いただけますようお願いいたします。
なお、改定内容につきましては、改定した自治体（立川市）宛にお問い合わせいただけますようお願いいたします。